

嵐山町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

嵐山町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 4

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

学校を取巻く環境が複雑化、多様化している中、教育職員の業務量は増加・複雑化の傾向にある。そのため、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保し、自分自身の能力を発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、嵐山町教育振興基本計画に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

これら実現に向けてよりよい教育を行うことを目的とし、本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

### (2) 計画の対象

本計画は、嵐山町教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とするものとする。

### (3) 嵐山町の現状

嵐山町では、令和2年3月に、本町の学校の教育職員等の在校等時間の上限に関する方針として、「嵐山町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月29.2時間	12.3%	0%
中学校	月25.1時間	9.2%	0%

\*休日（週休日）を含む割合

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小学校で12.3%、中学校で9.2%であった。全国平均と比較して小学校はマイナス8.6ポイント（全国平均20.9%）、中学校はマイナス22.9ポイント（全国平均32.1%）であり、全国平均よりも低く、働き方改革が進んでいることが分かる。この背景には、校務支援システムといったICT技術の導入・活用等の取り組みにより、教職員の負担軽減を図ってきたことがあると考えられる。教職員一人一人の働き方を見てみると、一部教職員への仕事の偏り、仕事に慣れない若手教職員の授業準備や校務分掌などまだまだ働き方改革を進めていく余地はあると考えられる。

教職員が本来の業務に専念できるよう、業務の削減・精選と合わせて、一部の教育職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・一か月あたりの時間外在校等時間 45 時間以下の割合を 100%にする
- ・1 年間の時間外在校等時間の合計を 360 時間の範囲内とするため、一か月あたりの時間外在校等時間の平均を 30 時間程度を目指す。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数 15 日以上を維持する。  
(令和 6 年度 年休取得状況 町平均 15.1 日)
- ・ストレスチェックを行い、その結果を分析し、今後の目標を設定する。  
(令和 8 年度より、嵐山町教職員ストレスチェックを実施する。その結果を細かに分析し、令和 9 年度に新たな目標を設定する予定)

## 3. 計画の期間

令和 8 年度 ～ 令和 10 年度 (3 年間)

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### ●学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等  
各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ・放課後から夜間における見回りについては、町ナイトパトロールや小川警察署が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対して、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援する県の学校問題解決支援チームやスクールロイヤーを活用する。

#### ●教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。

- ・学校事務体制の強化及び教職員の働き方改革を進めていくため、嵐山町共同学校事務室のさらなる学校運営への参画を図る。

- ・民間のスイミングスクールを活用し、学校プールの管理業務の負担を軽減する。

(中学校)

- ・ICT機器やネットワーク設備の日常的な保守・管理は、ICT支援員や民間事業者を中心に行う。

- ・部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充や地域展開を進める。

●教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備等を補助するスクールサポートスタッフを全校に配置する。

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係職員の校内会議への参加を図り、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・勤務時間外の留守番電話機能の活用を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・ストレスチェックの回答率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・心身の健康問題について町産業医を活用する。

- ・教育委員会として、長期休業期間中に、学校閉庁期間を設け、休暇の取得を推進する。

- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

#### 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。